

# 福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱

(平成 25 年 11 月改訂)

## (目的)

第 1 条 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や利用がしやすいよう、公共的利用部分を有する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの施設（以下「都市的施設」という。）のバリアフリー整備に関する基準等について専門的、技術的な観点から研究などを行うため、「福岡市バリアフリー整備研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

なお、本研究会は福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱第 7 条に基づき同協議会の関連機関としての位置づけを持つ。

## (所掌事務)

第 2 条 研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について研究、協議及び意見交換を行う。

- (1) 都市的施設のバリアフリー整備に関すること。
- (2) 福岡市福祉のまちづくり条例第 25 条の整備基準等に関すること。
- (3) 福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織及び委員)

第 3 条 研究会は、別表第 1 に掲げる専門分野の委員で構成する。

2 委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 研究会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (守秘義務)

第 6 条 会議を非公開とした場合、その会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (事務局)

第 7 条 研究会の事務局は、福岡市保健福祉局総務部政策推進課に置く。

## (報告)

第 8 条 研究会の協議内容等については、必要に応じて福岡市バリアフリー推進協議会に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

〈別表第1〉

福岡市バリアフリー整備研究会 委員構成

	分 野		人数
学 識 経 験 者	建 築	(建築計画, 福祉住環境)	2名
	土 木	(道路, 交通)	1名
	視覚記号	(サイン・色彩計画・景観)	1名
	社会福祉	(社会福祉全般, 高齢者福祉)	1名
	情報デザイン	(コミュニケーションデザイン)	1名
専 門 家	視能訓練	(視能訓練士, 視覚障がい者福祉)	1名
	理学・作業療法	(理学・作業療法士, 障がい者福祉)	1名
利 用 者	障がい者団体関係者	(福岡市障害者関係団体協議会)	1名
	高齢者団体関係者	(福岡市老人クラブ連合会)	1名